島田市告示第71号

島田市手数料条例(平成17年島田市条例第54号。以下「条例」という。)別表64の項及び65の項中建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの及び別表66の項中建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準及び同法第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能基準及び同法第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるものを次のように定める。

令和5年3月30日

島田市長 染谷絹代

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による認定手数料区分の基準

- 1 条例別表 64 の項、65 の項の一戸建ての住宅の種類の区分の欄及び一戸建ての住宅以外の住宅の種類の区分(住戸部分に限る。)の欄中建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 35 条第 1 項第 1 号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるものは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号。以下「基準省令」という。)第 10 条第 2 号イ②及びロ②に規定する基準とする。
- 2 条例別表 64 の項及び 65 の項の一戸建ての住宅以外の住宅の種類の区分(住戸部分及 び共用部分以外の部分に限る。)の欄及びその他の建築物の種類の区分の欄中建築物のエ ネルギー消費性能の向上に関する法律第 35 条第 1 項第 1 号に規定する建築物エネルギ ー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるものは、次に掲げるいずれかのものとする。
 - (1) 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準

- ② 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(令和4年経済産業省令・国土交通省令第1号)附則第3項による基準省令第10条第1号ロ②に規定する基準
- 3 条例別表66の項の一戸建ての住宅の種類の区分の欄及び一戸建ての住宅以外の住宅の種類の区分(住戸部分に限る。)の欄中建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準及び同法第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるものは、基準省令第1条第1項第2号イ②、③及び第10条第2号イ②並びに第1条第1項第2号ロ②、③及び第10条第2号イ②がに第1条第1項第2号ロ②、③及び第10条第2号ロ②に規定する基準とする。

附則

この告示は、公示の日から施行する。